

5 第3項及び第4項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

6 第3項のおお書きの規定は、軽微な変更に変更するときは、適用しない。

7 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため、必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

(担当職員)

第6条 甲は、乙の業務の履行について確認等を行う担当職員(以下「担当職員」という。)を定めたときは、官職等を書面により乙に通知しなければならない。変更したときも、同様とする。

(業務管理責任者)

第7条 乙は、乙に替わって業務を履行する業務員(以下「業務員」という。)を指揮監督する業務管理責任者(以下「業務管理責任者」という。)を定め、書面により甲に通知しなければならない。変更したときも同様とする。

(措置請求)

第8条 甲は、業務管理責任者又は業務員が業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められるときは、乙に対しその理由を明示し、必要措置をとるべきことを求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要がある場合には乙に通知して、業務の内容を変更し、委託業務を一時中止し、又は委託期間を短縮することができる。この場合において、頭書の契約金額を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを変更する。

(損害賠償)

第10条 業務の履行によって生じた損害(第三者におよぼした損害を含む。)及び損害のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、これを除く。

(業務完了確認)

第11条 乙は、業務を完了したときは、すみやかに甲に業務完了通知書を提出しなければならない。

2 甲は、前項に基づく業務完了通知書が提出されたときは、すみやかに業務完了の確認をし、乙に業務完了確認書を交付しなければならない。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第2項の規定による業務完了確認書に基づき支払を書面により請求することができる。

2 甲は、前項による適正な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲の責に帰する事由により第1項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙はその請求金額につき、遅延日数に応じ年3.7パーセントの割合を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
一 乙の責に帰すべき理由により、この業務の遂行の見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに業務を履行しないとき又は契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲が次の各号の一に該当するときは契約を解除することができる。

一 甲が契約に違反し、その違反により業務の遂行が不可能になったとき。

二 第10条の規定により、業務内容を変更した場合において重大な損害を受けると認められるとき。

(違約金等)

第15条 乙の責に帰すべき事由により甲が解除したときは、乙は残存期間に対する金額の10分の1を違約金として甲の指定する期限までに納入しなければならない。

2 乙が前条の規定により契約を解除した場合において損害をこうむったときは、甲はその損害額を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(紛争の解決)

第16条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停により解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(秘密の保持)

第17条 乙は、この委託業務履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた場合は、甲乙協議して定める。